

一般地区

■**範囲**: 景観形成推進地区を除く景観計画区域

■**景観形成の目標**

景観形成方針に基づき、玉名らしい景観形成を図ります

山林・集落景観ゾーン、みかん畑・集落ゾーン、菊池川流域景観ゾーン、市街地景観ゾーン、田園景観ゾーン、干拓景観ゾーンそれぞれの景観形成方針に基づき、各地区の歴史・文化・生活・生業などに適した景観形成を図ります。

■**届出対象行為**（景観法第 16 条第 1 項）

一般地区における届出対象行為を以下のように定めます。

[一般地区の届出対象行為の基準]

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	高さが 13m を超えるもの、又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが 2 m を超えるもの
		橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		その他工作物 ^{※3}	高さが 13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 20m）を超えるもの、又はその敷地面積が 1,000 m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	変更に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの又は高さが 5 m を超え、かつ、長さが 10m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の採取		地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの、又は高さが 5 m を超え、かつ、長さが 10m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が 3,000 m ² を超えるもの ただし、森林保護のための行為（間伐等）は除く	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積の期間が 90 日を超えるもののうち、行為に係る面積が 500 m ² を超えるもの又は高さが 2 m を超えるもの	

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さと合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

■景観形成基準（景観法第16条第3項）

景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。

届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。

景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。

[一般地区の景観形成基準]

行為		事項		基準	
建築物の建築等	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。		
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。		
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。		
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。		
	敷地の緑化		●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		
工作物の建設等	柵・塀	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。	
	緑化		●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。		
	橋りょう	外観	意匠	●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。	
			色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。	
	その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。	
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	

行為	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。